

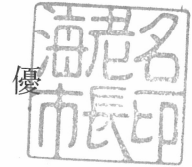


海老名市告示第197号

地方税法第20条の2及び海老名市市税条例第10条の規定により、下記のとおり公示送達します。

令和8年9月11日

海老名市長 内 野



記

- 1 公示送達する書類
令和8年度軽自動車税納税通知書

- 2 公示送達を受ける者の氏名

氏 名
解 竜
山崎 貴順
今成 海斗
林 浩昭
原口 優輔
HIGHBROW JAPAN 合同会社
DE SILVA RUPALINGA SHEHAN AKALANKA
下里 保幸
宮澤 勉
三上 正昭
阪本 美空
グエン フィン フックテエン
田澤 聖
佐々木 淳
DISSANAYAKA MUDIYANSELAGE DUMINDU SURAN GA DISSANAYAKE
SAHABDEEN MOHAMED AMEEN

- 3 公示送達する書類は、海老名市長が保管し、いつでも送達を受ける者に交付します。

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示場に掲示を始めた日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなします。